

雲南市告示第1号

公募型プロポーザル方式に係る手続きの公告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととする。

令和6年1月10日

雲南市長 石飛 厚志

雲南市ふるさと納税推進事務の一括代行業務委託提案書提出説明書

本説明書は「雲南市ふるさと納税推進事務の一代行業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を記載する。

1 業務の概要

(1) 業務名

雲南市ふるさと納税推進事務の一括代行業務

(2) 業務の目的

雲南市は、「第2次雲南市総合計画 後期基本計画・第2期総合戦略（令和2年度～令和6年度）」に掲げる人口の社会増に向けた重点戦略として、「定住基盤の整備」と「人材の育成・確保」に取り組んでいる。ふるさと納税を推進することで、重点戦略に掲げる事業に必要な財源の一部を確保するとともに、本市で生まれた良質な価値を発信することにより、雲南ファンを増やし、まちの担い手の育成や伝統文化を守りながら地域課題解決へ投資をしていくことにより、まちの持続可能性を高めることを目指している。持続可能なまちの実現に向けて、本市のふるさと納税を推進するために、返礼品の開発、プロモーションなど、民間事業者が有する専門的な知見及び企画力等を活かすとともに、返礼品の受発注、寄附管理、事業者及び寄附者への対応について、円滑かつ効果的・効率的に進められるよう、ふるさと納税推進事務の一括代行業務を委託する。

(3) 業務の内容

雲南市ふるさと納税推進事務の一括代行業務委託仕様書による。

(4) 履行期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

※本業務における契約の相手方として決定された日から、令和6年5月31日までは、業務開始に向けた準備期間とする。なお、準備期間中に発生する費用については、業務委託を受託する者（以下、「受託者」という。）が負担することとする。

※次年度以降の契約については、成果や実績等を評価した上で、契約の締結について協議する。

(5) 業務実施上の条件

本説明書及び雲南市ふるさと納税推進事務の一括代行業務委託仕様書による。

(6) その他

本業務の仕様書は別添のとおりとする。

2 提案書の提出に必要とされる条件（参加資格）

次の事項を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書受付を終了するまでに、雲南市からの指名停止等に係る処分が満了していない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない者であること。
- (4) 委託の主要部分について、再委託又は技術協力が無いこと。
- (5) 参加表明書提出時点で雲南市内に本店、支店または営業所等を有しており、本市の求めに応じて速やかに雲南市内の指定する場所に来訪することが可能な者であること。

3 公募型プロポーザルの実施スケジュール（予定）

令和6年1月10日（水）	公募開始
令和6年1月22日（月）	質問書提出期限
令和6年1月25日（木）	質問に対する回答
令和6年1月31日（水）	参加表明書提出期限
令和6年2月14日（水）	企画提案書提出期限
令和6年2月19日（月）	プレゼンテーション審査
令和6年2月26日（月）	選定結果通知（プレゼンテーション審査実施後7日以内）

4 要領等の公表

- (1) 期間 令和6年1月10日（水）から令和6年1月31日（水）まで
- (2) 方法 雲南市ホームページにおいて公募する。
- (3) 提供書類等 雲南市ホームページ及び電子メールにて提供する。

【雲南市ホームページでの提供書類】

次に掲げる書類は雲南市ホームページよりダウンロードすること。

- ①雲南市ふるさと納税推進事務の一括代行業務委託提案書提出説明書
- ②雲南市ふるさと納税推進事務の一括代行業務にかかる企画提案仕様書
- ③申請様式（様式1から8）

【電子メールでの提供】

写真素材の加工用サンプル画像データは電子メールにて提供する。

- ①サンプル画像データ

※サンプル画像データの提供を希望する事業者は、次のメールアドレスに「サンプル画像データ提供希望」とメールを送信すること。

メールアドレス：seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp（雲南市政策企画部政策推進課）

5 参加表明書の提出について

- (1) 提出期限
令和6年1月31日(水)午後5時15分まで。
- (2) 参加表明書
【様式1】による。
- (3) 提出先
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1
TEL: 0854-40-1011
雲南市政策企画部政策推進課
- (4) 提出方法
持参又は郵送とする。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに到着したものに限り。
- (5) 添付書類
雲南市物品の売買、借入れおよび庁舎管理等業務の委託等に係る入札参加資格者名簿に登録がない者は、参加表明書とともに次に掲げる書類を提出すること。
 - ①会社概要説明書【様式2】
 - ②契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状
 - ③商業登記簿謄本又は代表者身分証明書(発行官公署で定めるもの。)
 - ④財務諸表
- (6) 提出部数
各1部提出すること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年1月22日(月)午後5時15分まで
- (2) 質問方法 質問書【様式5】に質問事項を記載し、電子メールにより以下の「(3) 提出先」へ提出すること。また、メールを送信後したことを電話で受領確認すること。
- (3) 提出先 雲南市政策企画部政策推進課
電子メール: seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp
電話番号: 0854-40-1011
- (4) 質問への回答 質問書への回答は令和6年1月25日(木)までに市ホームページに掲載し、個別には回答しない。
- (5) その他
 - ・質問内容は、参加申込及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。
 - ・口頭での質疑は認めない。また、質問期間を過ぎて提出されたものは受付しない。

7 企画提案書の提出について

「5 参加表明書の提出について」により参加表明した事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年2月14日(水)午後5時15分まで

(2) 提出書類

①企画提案書表紙【様式6】

正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

②業務工程・連絡体制及び要員

- ・様式は任意様式とし、原則、用紙はA4片面印刷、長辺綴じとすること。
- ・業務の工程（寄附受付・管理から返礼品発注集荷までフロー）を記載すること。また、本業務体制に関し、管理責任者が明確化され適切な人員配置、トラブル等が生じたときに迅速な協議と対応ができるような体制となっているかを明確に示すこと。

③業務実績調書【様式7】

本市又は他の自治体における、ふるさと納税に係る業務の一括受託実績を記載すること。なお、発注元自治体名の公表ができない場合には、「A県B市」等のイニシャル表記で記載すること。

④参考見積書

- ・参考見積額は、必要なる経費を算定根拠がわかるように見積もること。様式は任意とし、1年間の寄附金額が1億円とした場合の1年間の参考見積額を提案すること。
- ・見積書には提案事業者を特定できる表示を付さないこと。なお、見積金額には返礼品代金及び返礼品配送料金並びに消費税及び地方消費税を含まない。上限額は、6,000,000円とする。
- ・参考見積額について、寄附金額に対する割合（%）等を表示する際、消費税及び地方消費税を含まない割合・金額を記載した上で消費税及び地方消費税を加算すること。

⑤企画提案書

- ・様式は任意様式とし、原則、用紙はA4片面印刷、長辺綴じとすること。ただし、図表や補足資料などでやむを得ずA4以上のものを使用する場合は、この限りではない。
- ・表紙、裏表紙、目次以外の各ページには、ページ番号を下部中央に印字すること。
- ・会社名、住所、ロゴマークなど、提案書提出者を特定できる表示を付さないこと。会社名を記載する場合は「当社」とすること。
- ・企画提案プレゼンテーションを予定しているので、20分程度で説明できるよう全体を構成すること。
- ・真に必要な場合を除き、個人の情報及びそれらを類推できるような事項を記載しないこと。
- ・説明は文章で行い、図表やイラスト等はその補助として用いること。
- ・仕様書等の内容を前提として提案すること。
- ・下記の3項目について提案書に記載すること。

ア 現在本市が掲載するふるさと納税サイトの改善点及び改善案の提案

イ 返礼品掲載数を1,000品目以上とするための実施体制及び戦略の提案

ウ 雲南ファン獲得に向けた、寄附者への情報提供の内容及び手法の改善、関係人口・交流人口の創出につながるような新たな仕組みの創設等の提案

⑥返礼品サンプル画像

本市が提供する写真素材を用い、加工（背景、イメージカット、ロゴ、キャッチコピーの使用は可。）を施し、寄附獲得につながる魅力的・効果的な返礼品サンプル画像を5枚以内で作成し、提案すること。画像の縦横比は、「縦3：横5」となるよう作成すること。写真素材の加工用サンプルデータは提供希望者に対し、電子メールにて提供する。

なお、提供された画像データは本応募の目的以外には使用しないこと。

⑦業務対応可能範囲確認書【様式8】

業務内容について、見積内容にかかわらず、各項目別に受託可能か否かを記載すること。また、受託可能な場合、見積積算内での受託が可能か否かを記載すること。

(3) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(4) 企画提案書の無効

次の企画提案書は、無効とする。

- ・書面に示された条件に適合しない場合
- ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合

(5) 提出方法

正本1部及び副本8部を持参又は郵送により提出すること。なお、提出後の追加、修正、差し替えは認めないこととする。

(6) 提出先

6(3)に同じ。

(7) 提案された応募書類の取り扱い

- ①提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、雲南市情報公開条例（平成16年雲南市条例第15号）に基づき取り扱うこととする。
- ②提案のあった企画提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市で複製することがある。
- ③提出された応募用紙は返却しない。
- ④企画提案書の著作権は提案者に帰属する。
- ⑤企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 選定委員会の設置

(1) 選定委員会設置の目的

提案書及び企画提案プレゼンテーション（ヒアリング）の評価により、最優秀提案者を特定するため。

(2) 選定委員会の委員

委員長 吉山治（副市長）

委員 板持周治（政策企画部長）、西村健一（総務部長）、安部哲男（産業観光部長）
落合正成（農林振興部長）

事務局 政策企画部政策推進課

(3) 選定委員会の開催日時

令和6年2月中旬

(4) 企画提案プレゼンテーション（ヒアリング）

①日 時：令和6年2月19日（月）午前中

時間の詳細は、提案者ごとに別途連絡します。

なお、提案者ごとに45分程度を予定し、時間配分は次のとおりとする。

プレゼンテーション 25分程度

ヒアリング（質疑応答） 15分程度

予備 5分程度

②場 所：雲南市役所（雲南市木次町里方521-1）2階会議室

③出席者：3名以内とする。

④その他：プレゼンテーションの内容は、提案書に記載した内容で行うこととし、追加資料の配布は認めない。パソコンは参加者が用意すること。希望があれば、電源、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル、延長コードは雲南市政策企画部において準備する。

9 選定方法

選定委員会において、評価基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション審査及びヒアリングにより審査の上、契約交渉順位を定め、交渉順位第1位の提案者を本市との契約締結候補者とする。なお、当該提案者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

なお、参加のあった事業者が1事業者であっても選定委員会に諮り選定を実施する。ただし、選定委員会が基準に満たないと判断した場合には、選定の結果「該当なし」とし、再度公募を行う場合がある。

(1) 提案者を特定するための評価基準

提案の評価項目等は、次のとおりとする。

項目	内容	標準配点
業務理解度	ふるさと納税制度の趣旨、平成31年総務省告示第179号第2条第2項、その後のQ&A等を理解しているか。	10
提案の実現性	業務を安定的に実施できる人員体制及びスケジュール管理など、適切な業務実施体制が組まれているか。	15
	ふるさと納税ポータルサイトの適切な管理、運営が可能か	15
	返礼品提供事業者と密に連携し、返礼品の品質・在庫管理や配送状況、精算などを、適切に管理することが可能か。	15
	寄附者からの返礼品に関する問合せや苦情に対応できる体制、及び対応者の教育体制が整えられているか。	10
	運用開始（令和6年6月1日）までに確実な運用開始が見	5

	込めるようなスケジュールを提示できているか。	
企画・提案力	1,000品目以上の返礼品等の開発を行う体制と実績を有しており、返礼品の候補になり得る魅力的な既存製品やサービスを把握し、具体的な候補が提案に含まれているか。	25
	提案された雲南ファン獲得施策は本市の関係人口・交流人口の拡大につながるものであるか。	30
	サイトの改善点及び改善案について、有効性のある提案がなされているか	20
個人情報保護対策	個人情報の適切な取り扱いやシステムセキュリティ体制が整っているか	10
優位性	提案者の強みを活かし、ふるさと納税の理念に基づく独自性のある取組や、本市の業務負担軽減等につながる提案、委託料内でカバーできるチラシやパンフレット等の制作物など、その他の提案が可能か。	10
PR	提案された返礼品のサンプル画像やプロモーション手法は本市の寄附金額向上や地場産業の振興につながるものであるか。	15
業務経費の妥当性	提案内容にあった適切な見積金額か	10
	配送料等、事務費が寄付金額の50%を超えないよう委託料以外の経費についても削減提案があるか。	10
合計		200

(2) 審査結果の通知

審査結果は、雲南市ホームページ上で公表するとともに、提案者全員に通知する。ただし、契約候補者以外の提案者名については公表しない。

(3) 非特定理由に関する事項

- ①最優秀提案者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。
- ②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式自由）により、雲南市政策企画部に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- ④非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。
 - ア 受付場所 6(3)に同じ。
 - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）。

1.1 契約に関する事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者として決定した者に対し、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が

整った場合、随意契約を締結する。

(2) 契約の締結に関する規則等

雲南市財務規則、雲南市契約規則に基づき執行する。

1.2 その他の留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

(3) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止等の措置を行うことがある。

1.3 問い合わせ先

〒699-1392 雲南市木次町里方521-1

雲南市政策企画部政策推進課

TEL: 0854-40-1011

(土曜日、日曜日及び休日は除く午前8時30分から午後5時15分までの間)

Mail: seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp